

新旧対照表（1／17） 高知県太陽光発電設備等導入推進事業費補助金募集要領

※変更箇所（下線・赤字）

旧	新	摘要
高知県太陽光発電設備等導入推進事業費補助金募集要領	高知県太陽光発電設備等導入推進事業費補助金募集要領	
1. 事業の目的 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた二酸化炭素の削減の取組を推進するため、自家消費を行う太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。	1. 事業の目的 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた二酸化炭素の削減の取組を推進するため、自家消費を行う太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するもの。 <u>2. 予算額</u> <u>60,000 千円（一）15,000 千円（国）45,000 千円</u> <u>※国費財源としては、内閣府が実施する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び環境省が実施する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用しています。</u> <u>3. 募集期間</u> <u>令和 7 年 10 月 31 日（金）まで 17 時必着</u> <u>※ 募集開始日から先着順で受付、審査します。</u> <u>※ 募集期間内であっても、内示額の合計が予算額に達した時点で募集を終了します。</u> <u>4. 事業の期間</u> 本事業における補助事業の完了※及び実績報告書の提出は、原則として令和 8 年 2 月 <u>27 日（金）</u>までとなります。<u>補助事業の期間内に完了しないものは補助金の交付対象外となります。</u> また、補助金交付決定前に導入工事に着手（工事に係る契約締結及び契約に係る手続きを含む）している事業は対象となりません。 ※ 補助事業の完了<u>と</u>は 本補助事業により導入する太陽光発電設備等の引き渡しが済み、販売事業者や工事会社などへの補助対象経費の全ての支払いが済んだ時点をもって、補助事業の「完了」とみなします。太陽光発電設備等の導入が完了し、電力の供給ができる状況であることが必要です。 ただし、電力会社に連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合、発電開始は事業完了後でも可とします。その場合でも、補助事業者から施工会社などへの支払いの条件が発電開始後となっている場合、補助事業の期間内に完了しないものは補助金の交付の対象外とします。	・ 予算額の追加 ・ 募集期間（募集方法）の変更 これまでは計 4 回の募集期限を定め、募集終了後、申請があった場合は対面で審査していたが、募集期間を定めず先着順で受付・審査する形に変更。 ・ 事業期間の更新 （注意書きの追加）

【次ページに続く】

新旧対照表（2／17） 高知県太陽光発電設備等導入推進事業費補助金募集要領

※変更箇所（下線・赤字）

旧	新	摘要
4. 補助対象事業 （1）導入設備の規模等について 対象となる事業は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際<u>に</u>、補助施設<u>において</u>必要とされる機能を維持するために、自立運転機能を持つ太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する事業とします。 <u>（2）本事業における附帯工事の範囲について</u> <u>本體工事に付随する必要最小限の範囲であれば、本事業の対象となります。</u> <u>（3）既存設備の撤去に係る工事費について</u> <u>本事業は、既存設備の更新を目的とするものではないことから、既存設備の撤去費については補助対象外となります。</u> <u>（4）施設の耐震化について</u> <u>耐震工事については対象外となります。なお、太陽光発電設備や蓄電池設備を設置する施設は、設備設置後についても耐震基準を満たしている必要があります。</u> <u>（5）新築又は増築する場合の取扱いについて</u> <u>新設又は増築する施設に、太陽光発電設備や蓄電池設備を導入する場合も補助対象とします。ただし、あくまでも太陽光発電設備等の導入に係る部分のみが対象となりますので、契約上設計費等の本體工事と区分できない場合であっても按分して区分する必要があります。</u> <u>（6）計測器等の取扱いについて</u> <u>発電量等の事業効果を把握するための計測器（計測データの取得、管理専用のパソコンを含む）については補助対象となりますが、啓発用のパソコンやモニター等は補助対象外となります。</u>	5. 補助の対象となる事業 （1）補助対象事業について 補助の対象となる事業は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際、<u>6. において後述する補助施設で</u>必要とされる機能を維持するために、自立運転機能を持つ<u>5kW以上の</u>太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する事業とします。 <u>また、補助施設に太陽光発電設備又は蓄電池設備を既に導入しており、新たに太陽光発電設備又は蓄電池設備を導入する場合は補助対象となります。ただし、事業完了後には要件を満たす太陽光発電設備と蓄電池設備の両方が稼働している状態となる必要があります。</u> <u>※要件等の詳細は6. 以降をご確認ください。</u> <u>なお、上記の内容を満たす事業として、具体的には、以下アからウのいずれかに該当する事業が補助対象です。</u> <u>＜補助の対象となる事業＞</u> <u>ア 新たに5kW以上の自立運転機能付きの太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する事業</u> <u>イ 既に5kW以上の自立運転機能付きの太陽光発電設備を設置し、新たに蓄電池設備を導入する事業</u> <u>ウ 既に蓄電池設備を設置し、新たに5kW以上の自立運転機能付きの太陽光発電設備を導入する事業</u>	・5kW以上の自立運転機能を持つ太陽光を設置することの要件を追記（運用の明確化） ・旧「5. 事業の対象」に記載のあった内容を移動し、運用を明確化する記載に修正 ・旧「4. 補助対象事業」における（2）から（6）については、新「9. 補助対象経費及び補助対象外経費」へ移動。

新旧対照表（3／17） 高知県太陽光発電設備等導入推進事業費補助金募集要領

※変更箇所（下線・赤字）

旧	新	摘要
<u>（7）</u> 補助対象設備の所有権について 割賦バック取引などの補助対象設備の所有者の変更を伴う資金繰りを行う場合については補助対象外となりますのでご注意ください。	<u>（2）</u> 補助対象設備の所有権について <u>本事業により導入する設備は補助事業者が自己所有する必要があります。そのため、リースやPPAモデルなど補助事業者と補助対象設備の所有者が異なる場合や、</u>割賦バック取引などの補助対象設備の所有者の変更を伴う資金繰りを行う場合については本事業の対象外となります。 <u>（3） 自己託送について</u> <u>電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）は本事業の対象外とします。</u> <u>（4）</u> 太陽光発電設備等によって得られた環境価値について 本事業によって得られる環境価値のうち、補助事業者が発電した電力量に紐付く環境価値を補助事業者に帰属している必要があります。<u>また、法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備や蓄電池設備等により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行うことはできません。</u> <u>（5） 余剰電力の売電について</u> <u>本事業で導入する太陽光発電設備により発電された電力は、補助施設において消費するものとし、余剰電力を売電すること等は認めておりませんので、ご注意ください。また、事業完了時には、余剰電力を売電していないことを確認できる資料（例えば、RPR などの逆潮流防止装置が設置され、かつ系統連係契約の申し込みが「逆潮流無し」で行われている旨が確認できる資料など）を提出いただくこととしております。</u> <u>（6）</u> 太陽光発電設備で発電した電力の自家消費率について 補助事業者が本事業で導入した太陽光発電設備で発電して消費した電力量は、当該太陽光発電設備で発電する電力量の 50%以上である必要があります。<u>そのため、太陽光発電設備の発電量が施設の電気消費量に対し過多とならないよう、必要に応じて蓄電池の容量を増やすことを検討するなど、適切な導入計画の作成をお願いします</u>	・リースや PPA 方式は補助対象外と追記。 ・自己託送を対象外と明記 ・ J-クレジット制度への登録を行うことができない旨の追記 ・旧「1 2. 余剰電力の売電について」に記載のあった内容を移動後、運用を明確化する記載を追記。※事業完了時に系統連系状況の確認と RPR 等の設置状況を確認する旨を追加。 ・運用の明確化

【次ページに続く】

